

令和7年1月24日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加納 康 至
〔公印省略〕

医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」）の汎用調査を活用した広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」）代替サービスにかかる医療機関の情報収集について（「病院の耐震改修状況」及び「医療施設の浸水対策等」の実態把握の調査方法の変更について）

平素は本会事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記につきまして、このたび厚生労働省より日本医師会を通して通知がありました。

災害時においては、EMISを用いて各種情報（超急性期の診療情報など）を集約し、厚生労働省や都道府県、医療機関、DMATなどの医療支援チームとの間で情報共有を実施していますが、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生確率が高まっている現在、機能面や運用面の課題に対応するため、EMIS代替サービス（以下、「新EMIS」）を令和6年度中に設計構築・仮運用し、令和7年度4月からの本運用に向け準備が進められております。

本通知は、今年度より、現EMISの医療機関基本情報及び施設情報、例年実施している「病院の耐震改修状況」及び「医療施設の浸水対策等」の実態把握の調査項目を統合し、項目を精査した上で、新EMISの新医療機関情報として整理を行ったことに伴い、新医療機関情報の一部について、令和7年1月6日（月）より、G-MISの汎用調査システムを活用し、下記の通り、調査の実施についてお知らせするものです。

従来、都道府県が医療施設からの調査票をとりまとめて、厚生労働省に提出するものとされていた「病院の耐震改修状況」及び「医療施設の浸水対策等」については、厚労省（GMIS事務局）から対象医療機関への直接メールが送られる方式に変更となっております。詳細は、別添の対象医療機関宛のメール文及び、各都道府県が対象医療機関へ送付済みとされている、「【病院及び有床診療所向け】EMIS代替サービス概略等」についてご確認ください。

貴会におかれましては、ご了承の上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<対象医療機関>

令和6年11月22日現在における各都道府県管下の全ての病院及び有床診療所

- ※ 病院：医療法第1条の5第1項に規定されている病院
- ※ 有床診療所：医療法第1条の5第2項に規定されている19人以下の患者を入院させるための施設

<回答〆切>

令和7年2月14日（金）

- ※ 修正等の調整期間を考慮し、早めに設定。最終〆切は3月7日（金）。

大阪府医師会救急災害医療課 木原
TEL：06-6763-7003